

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年3月11日（水）本会議終了後 議会委員会室

出席委員（8人）

（委員長）田 村 謙 介 （副委員長）前 原 茂
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫
国 頭 靖 西 川 章 三

欠席委員（0人）

議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 今城議員 遠藤議員 奥岩議員 門協議員 又野議員
安田議員 矢田貝議員
報道機関 1社 一般 0名

協議事件

- 1 予算決算委員会以外の常任委員会及び特別委員会を本会議場で開催することについて

~~~~~

### 午後3時21分 開会

○田村委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1番、予算決算委員会以外の常任委員会及び特別委員会を本会議場で開催することについてを議題といたします。

本件の説明をお願いいたします。

議長、お願いします。

○渡辺議長 委員長のほうから、協議事件、説明いただきました。要するに新型コロナ対策というところでの今の段階。よく言われます、フェーズと言われますけど、横文字はいけませんから段階ということ。今の段階でこういうことをしてみたらということ、御提案をさせてもらってます。ですから、まだ、案ということになっておりますので御協議をいただきたいと思います。

理由としては書いてます。今のこの段階において政府が言われますように、感染が広がるというのは、狭い場所で多くの人間を、多くの方が集まって会話をすることによって、かなり爆発的に感染が広がる。だから、そういうところには参加しない。もしくは、そういう会を催さない。これをお願いされてます。これから10日間延長になっていっていく

というような状況です。

ですから、内容的には、そのようなコロナウイルスの感染リスクが高くなる可能性が、この場で、ここに書いております予算委員会以外の常任委員会をやるわけですが、非常にこの距離感が近い。当局も含め傍聴も入れますと、ぎゅうぎゅう詰めの中で、午前中から長い委員会では、過去の例でいいますと、6時、7時まで。夕方もかかる場合もあるということで、非常に長い会議になる。本会議とは違って、多くの委員の皆さん、当局が発言をされる、会話をされる場所になるということで、そのリスクをより下げるための措置ということでございます。

実施時期は3月13日金曜日の総務政策委員会から、残り会期中の委員会は全て本会議場でやったらどうかということでございます。

委員の座席位置につきましては、ちょっと、いろいろ苦勞しましたけども、案のこの表を見ていただきたいと思います。もっと実は離したいなということで、一番後ろのほうの列と、その真ん中の列を抜かして、その前の列にという考え方もあったんですけども、マイクが置いてありません。マイクを置くと、また、それを調整するのに非常に時間がかかる。それと、またそれを取ったら本会議に取った調整をしなきゃいけないということで、ちょっとタイトにはなりますけども、この2列を使っていきたい。総務部長、来ていただいていますけど、執行部は⑨と⑫の位置に座っていただきたいということです。

それから、あらかじめですけども、マイク準備のため、これ、後段にも出てきますけど録画をしようと思っておりますので、1番は何議員、1番、2番は何議員という指定をあらかじめさせていただきたいと思います。これは、後段出てきますけど、録画の関係で、それが必要になります。

委員外の議員の傍聴席についてというのは、2案出させていただきます。

1案はこの表のとおりです。左右のあいた机のある席に座っていただきたい。というと、ほぼほぼ本会議並みの議員の方がこのスペースに座る可能性があるということです。

第2案は傍聴ですから、なるべくこの委員の方っていうのは、発言機会が多いわけですから、6階の傍聴席を半分割して議員傍聴をそこでしたらという、1案と2案を出させていただきますので、これは、御協議をいただきたいというふうに思います。

5番です。陳情賛同議員及び参考人の席は、3番、左の前の席を用意しようと思っております。1列を使います。委員会審査を円滑にするため、陳述と供述終了後、席を移動せず、審査終了まで着席したままをお願いしようと思っております。ただし、先ほどの委員会でも一組、二組、三組とこられる場合は、全員が一遍に上がるのではなく、こういうところ入って、やっぱり、いろんなリスクを分散するために、終わられたら出ていっていただいて、次の陳情者に入っていただくという形でいこうと思っておりますので、席っていうのは、この席を使っていきたいと思います。

委員会審査を円滑に進めるため、自席を移動せず着席したまま終了はしていただきたいという、思っていますので、要はふだんのこの委員会と同じ型式で、本会議場で会議をするという、こういうふうに捉えていただければいいと思います。

6、執行部説明員の座席範囲については、先ほども申し上げたとおりです。では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7、質問と答弁について、これも先ほども申し上げてますけども、自席に座ったまま挙

手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得て、マイク上部が点滅してから発言をしていただく。これは本会議でやるのと同じでございますので、立ったりとか座ったりする必要はないというふうにお願いします、本会議ではございませんので。

8、インターネットの中継についてでございます。感染のリスクと、万が一、今の状態、段階が進んだ場合、他市の事例を見ますと、いわゆる、不特定多数の傍聴者の方には、入場を自粛していただくという措置がとられることが非常に多いです。ここでは制限ということになってますけど、会議規則では制限という言葉を使ってるんであれですけども、その場合、自治法による公開の原則が保てるのかという問題が起こってきますので、この3月13日金曜日の総務政策委員会から全て、全てを録画をしよう思っております。その場合、次のフェーズに至った場合、傍聴にある程度、制限がかかった場合には、その録画した委員会を、本会議場では録画ができますので、インターネットの録画配信で公開をしていこうという考え方でございます。

考え方によっては、もう、最初っから録画するならば、全部インターネット同時配信しろよという御意見もあるかもしれません。これは、2日前ごろに中海テレビに申し入れるとできるそうです。できるんですけど、録画放送と、いわゆるインターネット中継する場合には、契約以外に1回が6万円の経費がかかるということもありますので、今ここで提案させていただいてるのは、録画はするけども傍聴等の公開が制限をかける場合は、その公開の原則にのっとって、その部分だけインターネットに載せようかという提案でございます。

9、ペットボトルなどの持参ということで、これは、マスクについてはもう、本会議当初から自分の健康を守るためには、マスクつけての入場も全然問題ないですよというのもわかってますけど。きょう、黙祷のときに両側ドアあけましたよね。なるべく風通しがいいという御意見もあったので、これは委員会ですから、御了解いただければ、両側のドアをあけて風通しをよくして会議をしようとは思ってますけども、それでも長時間にわたる場合、自分の健康管理のために、これも他市でも長いことで、どうも今回、特別にうちは、本会議場での、こういった委員会でも、ペットボトル等の水分補給は認めてませんが、この状況ですので自分の健康管理上、持って入りたいという方がある場合は、それは許可してもいいのではないかとこの提案でございます。

以上が、今回、提案させてもらってます案の説明になりますけども、いろいろ御意見をいただきながら、この案をとっていきたいなというふうにも思っておりますし、もしかすると、ここで、もういいよという案もあるかもしれませんが、今回の提案というのは本会議場でやりたいという提案で、案の説明をさせていただきましたので、何とぞ御協議をいただきたいというふうに思います。

○**田村委員長** ありがとうございます。

それでは、事務局、補足説明あれば。

○**先灘事務局長** いえ、特にございません。

○**田村委員長** ないですか。

ただいま、説明をいただきました、予算決算委員会以外の常任委員会及び特別委員会を本会議場で開催することについて（案）というのが、提出となっております。

この内容につきまして、先ほど、4番目に案1、案2というような、選ぶそういったも

のもございます。また、文面全体を通してですね、また、そもそも論で、この議場でやっていこうか、その可否について含め、各会派からの意見を頂戴したいと思います。

それでは、よなご・未来さんからお願いします。

○西川委員 まず、この実施については、私は工夫ってということで了解します。

○田村委員長 はい。あと、文面等ありませんか。

○西川委員 また、全部中身が。

○田村委員長 いえいえ、何か気づかれた点とか修正とかで、案の今、4番の部分なんかは案1、案2っていうふうについての御意見を求められております。それを含めてお願いします。

○西川委員 4番の、委員外議員については、私はこれで、横でかまやしないと思ってます。やっぱり、6階についてはオープンちゅうか、部外者のほうが、やっぱりいいんじゃないかなと思ってますので、その案でもうこれでよろしくお願ひしたいと。

○田村委員長 案1。

○西川委員 案1です。

○田村委員長 はい。わかりました。ありがとうございます。

いいですか、国頭委員。

○国頭委員 会派の中でちょっといろいろあったんですけど、すごくつくられたんですけど、私は、ここまで丁寧につくっていただいたんですけど、議長、ですけど、この場でもいいのではないかなという、実際のところは考えもあります。ここは、先ほど言われたんですけど、風通しっていうかですね、それから、ここであれだったら休憩をとったりすることによって、議場は上は広い空間になるんですけど、間というものにおいては、ちょっと議場でもそんなに、隣は変わらないんじゃないかなっていう気もしますので、そう思ってます。ちょっと意見でした。

○田村委員長 これ、会派として言った…。

○国頭委員 わかるんですけど。

○渡辺議長 ちょっと、もう、多数決的に決めてもらえばいい。

○田村委員長 じゃああの、一委員でよろしいですかね。

○渡辺議長 統一するという話で。

○田村委員長 わかりました。じゃあ一委員の意見として承りました。

じゃあ、岡村委員。

○岡村委員 私は、これに執行部とか傍聴者の方が入られると、やっぱり、かなりの閉鎖された空間になるし、こういった不安があるということで、やっぱり、本会議場で開催するっていうことについては賛成したいと思います。

それで、4番については、再度ブロックを使用するというので、案1でお願いしたいと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、じゃ、前原委員。

○前原委員 私は、本会議場のほうで開催することについては了としたいなと思っておりますし、4番に関しましては、傍聴席になると、やはり、なかなか距離がありますし、なかなか筆記ができないと思いますので、案1がいいんじゃないかなと思っております。

**○田村委員長** ありがとうございます。

では、岡田委員。

**○岡田委員** はい。私もやることに関しては異議がございませんし、やったほうが良いと思います。

それで、ただ、この4番のところ、これは米子市内に感染者がこの期間中に出了場合、当然ですけど、一般傍聴席そのものも当然、閉鎖っていうことに、多分なるんだと思いますんで、出ないということと、出了場合という2つのパターンだと思うんですけど、出ないという形であれば、僕は、左右で。傍聴席は基本的には一応、傍聴席として残すと。ただ、当然、その期間の間に米子市内で感染者が出れば、やはり、全部全てとめるということに、改めてしていかなければならないなというふうに考えております。とりあえずは、案1ということで。

あと、9のペットボトルって部分は、いつも飲むことが、病気にとってプラスの効果があるっていうなら別なんですけども、基本ここでも、ふだんペットボトル入れてないわけですので、新型コロナウイルス対策ということで、議場で、今回ペットボトルを入れることで効果があるのならば入れたほうが良いと思いますし、もし、あんまりないっていうことであれば、これまでどおりペットボトルは入れないという形でいいのかなと思います。

**○渡辺議長** いいですか。

**○田村委員長** じゃあ、渡辺議長。

**○渡辺議長** なら、他市とかのいろんな状況でいった場合ですけど、ペットボトルを許可してるのっていうのは、コロナウイルスの感染に効果があるというのではなくて、いわゆる、長時間水分を含まないことによって、万が一、菌があったときに感染が強まるんで、なるべく水分補給をしたほうが良いという意味で、許可してるところが多いんです。これ、皆さんの御意見で要らないよっていえば必要ないっていうのも、これはまだ案でございます。そういう意味でペットボトルを許可しているところが多いようです。喉は、何ていうか、乾燥すると、余計感染のリスクが高まるということで、これ、コロナ対策としてやっているんで、特別許可する議会が多いという状況です。

**○田村委員長** はい。じゃあ、岡田委員。

**○岡田委員** そういうことがはっきりしているのであれば、持参して、私も良いと思います。

**○田村委員長** ありがとうございます。

では、尾沢委員。

**○尾沢委員** 全体的にはよろしいと思います。

4番については、案1がよろしいと思います。

それで、ちょっと、少しだけ疑問に思ったのはですね、8番のインターネットの扱いについてっていうのが、傍聴者の制限をすることになった場合という、条件がついているようなんですが、通常、委員会は入れてませんので、入れなくていいなっていうふうにとるのはいいんですけど、それなりのものがあるということで。それは、あんまり考えんでもええん違うかなと思うのが1点と。

それから、いわゆる時限立法っていうわけじゃないですけど、これが当たり前ではなくて、ちゃんと終息すれば、戻るよっていう事柄を一つ入れておいていただきたいと思った

ぐらいですね。

**○渡辺議長** いいですか。

**○田村委員長** じゃあ、議長。

**○渡辺議長** これは当然、理由に書いてますコロナウイルス対策ですから、戻ります。書かなくても戻ります。

それと、政府が言いますように、今回は歴史的緊急事態っていうことで、全てこう行ったことを行ったことは文書にしていく、後世に残すようにという指導があるので、わざわざ全部、文書に起こして細かく書いてます。

それと、これは今の段階ですから、6月議会が本当にどうなるかわかりません。

もっとひどい状況になっている可能性も踏まえながら、先ほど言ってますように、フェーズ、フェーズでいくということ。

8番のインターネットについては、先ほども御紹介したんですけど、地方自治法上ですね、議会の会議は公開しなければならないという原則です。道理原則であって、うちの会議規則上は、たしか委員会の運営にあれですね、何とかを来す場合は、傍聴をさせないこともできる。ちょっと、文面はあれですよ、何か、騒ぎを起こすってことですよ、騒ぎを。ちょっと、その部分読んでもらっていいですか、委員会の条例。

たしか、何か、騒いだりなんかする場合は、傍聴をとめることができるんですね。

**○田村委員長** じゃあ、局長。

**○先灘事務局長** 傍聴の取り扱いにつきましては、委員会条例の第17条で、委員会を公開とするとなっております。この公開という意味は、傍聴の自由、それから報道の自由と、それから会議録の公開、この3点セットなんですけども、傍聴の方を制限するってことは、そこが欠けるというところから、補うためにインターネット中継で補おうというのが考え方でございます。以上です。

**○田村委員長** じゃあ、議長。

**○渡辺議長** ということを前提としてます。これは、法律に基づいて、そういった法律が欠けた場合、他市の条例の、とめているところいっぱいあるんですよ、もう。とにかく、傍聴をとめてるところいっぱいあるんですけど、それを見た場合、大学の教授とか、これは法に抵触した、法を越権した行為でないかという意見も書かれています。そこで多くとられるのが、公開を先ほど局長が言いましたように、完全に秘密会にするという理由がない以上できないことないんですけど、委員会も。公開の担保をとるために録画はするんです。さっきのはそういう意味です、これは。

それで、先ほど尾沢さんが言われますように、これは、コロナに対しての、火急の措置で、ずっとするつもりはないです。ないけども、本会議場を使うことによって、インターネット中継はリアルタイムでも、もうできるようになる、委員会が。ただし、6万円かかるんでその経費を出してもいいじゃないかっていう案もあれば、全部の委員会を通して、中海テレビに言えばできるんですけども、今回は、多分、米子市内で、先ほど岡田委員が言われますように、鳥取県で出た場合は、なぜしなかったかって言われる前に、こういう措置をとっておくということですので、そういう方が出たら傍聴を入れないという措置をとったときは、録画で公開をするというのが、書いてある案です。録画したものを公開するという。で、これも言ってますように、リアルタイムでやれとかどうこうっていう御意

見があれば、今後は考えないといけないけど。

○**田村委員長** 尾沢委員、よろしいですか。

○**尾沢委員** 了解です。わかりました。

○**田村委員長** では続いて、伊藤委員どうぞ。

○**伊藤委員** 本会議場で開催するというこの、私も賢明な案だと思っております。賛成したいと思います。4番については案1で。

○**田村委員長** 案1で、はい。

○**伊藤委員** お願いしたいと思います。

○**田村委員長** わかりました。ありがとうございます。

大方、皆様、御同意をいただいているということで、この本会議場で委員会、また、特別委員会を開催するというこのことについては、実施するというこのこと、決めていきたいと思っております。

文面についてなんですが、今一部ちょっと、やりとりもありましたが、例えば、これは議長にお伺いしたいのですけれども、その実施時期というのが、今3月13日金曜日の総務政策委員会から、会期中の全てとなっております。これは先ほど終息時期が未確定であるということを見ると、多分、このあたりの文面も変えなきゃいけない。例えば、じゃあこれ、都度都度ですね、3月議会なのか、6月議会なのかっていうことを考えると、例えば、終息までの間とかですね、簡単に入れ込んでしまおうとか、そのあたりの文言調整は必要ではないかと思っておりますが意見を…。

議長。

○**渡辺議長** それどっちも、私は同じことだと思うんで、終息までの間でもいいんですけど、万が一、フェーズが変わった場合はもっと厳しく書き込む必要が出てくるんで、どこで集まるかっていう、集まる必要があるのかっていうのがあるので、皆さんよろしければ、私は、多分、難しいのは一つしかありません。終息とは何ぞやというのも一つはあるんですけど、それでよろしいということでしたら、6月議会もこれで対応できますよっていうのも結構ですよ、それは。こだわってませんけど、何か問題あります、事務局は。

○**田村委員長** 何かありますか。

○**先灘事務局長** 問題はないと思っております。この文面は、この会期中というのは3月定例会のみに限ったという、この会期中という意味でございますので、それ以上行うということでしたら、また、違う文面にさせてはいただきたいと思っておりますので、このたびは御協議いただきたいと思っております。会期中という意味でございます。

それから、3月定例会に限ったというのが、この会期中の全ての委員会の実施という意味で表記はしておりますので、もし、それ以上のことをされるということでしたら、協議の上されるということでしたら、別の文面にさせてはいただきたいと思っております。以上です。

○**田村委員長** 済みません。ということは、今、閉会中委員会が4月16日からありますよね、これは担保されてないということ。

(「入ってない。」と声あり)

○**田村委員長** 入ってない。ああ、そうなんだ。ということですよ。

ということは、想定とすると、4月16日からの3日間は、戻るイメージですか。ですね、はい、わかりました。

はい、前原委員。

**○前原委員** 先ほど議長が言われたように、フェーズが変わってくるんだなと思いますので、もしかしたら6月もっと厳しくなって、本当に傍聴ができないとか、そういうことを考えとかないけないってということもあり得ますので、その段階その段階でつくっていくってということで、よろしいんじゃないんですかね。

(「そうそうそう。」と声あり)

(「オーケー。」と声あり)

**○田村委員長** では、岡田委員。

**○岡田委員** そうしますと、ただ、先ほどの4月の閉会中の委員会に関しては、終息宣言は基本的に、また、内閣総理大臣なり厚生労働省が、多分、終息宣言ってということ言われるんだと思うんですけど、前回のSARSが8カ月くらいかかっていると思うんで、フェーズごとでやっていくって言って、少なくとも4月の分に関しては、ここでというよりも、その前段でもう一回議運で話をするってということでもいいんですかね。

**○田村委員長** 多分、そうなると思います。

**○渡辺議長** 今の形でいくとそうなりますね。まあ、はっきり言ったら、これは見通せない、4月です、実際のあれで。

きょう、総務部長も一言しゃべってもらおうと思ってますけど、4月臨時議会の予定もありますね、新型コロナ対策。ですから、当局のほうはそういうのもあるので、とりあえず言っておきますよ、4月にも臨時議会、1日間でも、ある可能性があるんで、先ほどごともいいし、切り方難しいですよ、これ、会期中というと3月議会なんですけど、例えて言うと、議長の判断によるとかっていうのもできるのかもしれませんが、それは。ここだけ、ここまず、落としてしまいませんか。

**○尾沢委員** 会期中のっていうのをカットすれば、いけるんじゃないですか。開始だけは決まって、全ての委員会で実施するってことにすれば、特になんないじゃないですか。

**○渡辺議長** 尾沢さん、その話をしとって、それらのここんとこ終わりがないところがあるので、でも、4月は心配だよねって御意見だと思ってください。6月っていうのは普通、いわゆる通常議会で、招集かかっていますから幾らでも話できるけど、じゃあ、4月はどうだ、5月はどうだって話だと思って、閉会中なんでね。であるならば、尾沢さんの言われることも一理あるんですよ、もう取ってしまえばっていうのもあるけど。

**○田村委員長** 例えば、当面の間とかね、ぼやかして。

**○岡村委員** まさにそうなんですけども、当分の間、だから議長の判断でとかっていうことで、やったらどうでしょう。

(「そうですね。」と声あり)

**○田村委員長** まあ、そうですね。きちっと決めずに。

**○渡辺議長** では、会期中ではないって文面に直すということ。

(「そうですね。」と声あり)

**○渡辺議長** 少なくとも4月の常任委員会等では対応できるようにして…。

見通せるのがそれぐらい。

(「そうですね。」と声あり)

**○渡辺議長** わかりました。ほかに何かありましたら。修正とか。

○田村委員長 じゃあ、済みません。確認ですが、それは当面の間みたいな文章でいいということですか。

(「そうですね。」と尾沢委員)

○田村委員長 会期中云々じゃない。

(「当面がええです。当面で。」と尾沢委員)

○田村委員長 いいですか。それ委員の皆さん。

(「整理してもらって。」と岡田委員)

(「議長がわかってますので。整理してもらって。」と尾沢委員)

○田村委員長 じゃあ、3月13日金曜日は総務政策委員会から当面の間、全ての委員会で実施する。よろしいですか。

[「はい」と声あり]

○田村委員長 議長、よろしいでしょうか。

○渡辺議長 まだ、その判断はいいの。議長も判断せいみたいな。

(「文面に対してね。」と声あり)

○田村委員長 結局これ、案を取らなきゃいけないので、もう要はつくっちゃわないといけない。

○渡辺議長 今、言われた意見が議長が、当面の間は、判断するみたいななんかで、それは抜かしてもいいちゆうこと。

どこで、決定するんだって話だ。

○岡田委員 当面のところ議長の判断でいいっていうこと入れたほうが…。

○田村委員長 議長の判断があるまでの間、再開までの。

○渡辺議長 で、どういう意味。

○田村委員長 ちょっと、何かいいせりふない。

○岡田委員 議長の判断で、当面の間実施すると。

○田村委員長 ああ。

○尾沢委員 そうね。

○田村委員長 議長判断で。

○尾沢委員 そうだね。議長が判断する。

○渡辺議長 ただ、委員長。

要は、想定されるのは4月の委員会ということですよ。

○田村委員長 はい、そうです。

○渡辺議長 判断する。議長が判断しなきゃいけないのはっていうことですね。

○尾沢委員 判断により、当面の間。当面の間、要らんね、これは。

要らなくない。議長の判断により、全ての委員会で実施するっていうことだと、当面は要らない。

○田村委員長 要らないです。

○尾沢委員 要らない。

○田村委員長 しばらくとか。

○岡田委員 議長がどこまでも判断するわけ、一応その。

はい、委員長。

○田村委員長 はい。

○岡田委員 当面は入れたほうがいいんじゃないですか。

(「多分ね。」と声あり)

(「オーケーオーケー。」と尾沢委員)

(「当面の間。」と声あり)

○田村委員長 議長、では…。

あ、はい。どうぞ。

○伊藤委員 ちょっと確認なんですけど、全ての委員会でっていうことにするんですか。

○田村委員長 全て。基本そうです。

○伊藤委員 例えば、3月のこの開会中の委員会は長時間ですし、当局も予算もあります、たくさんじゃないですか。だけれど、例えば、3月終わってからとか、4月のあたりで、例えば広報広聴委員会で、何か審議をするっていうことになったら、何かそれこそ、そんなにたくさんの人数じゃないと思うと。

○前原委員 それは、議長の判断ですね。

○伊藤委員 そうですね。そこら辺のところを、ちょっと何か、全てではなく。

○田村委員長 じゃあ、議長。

○渡辺議長 要は、フェーズ、フェーズっていうと叱られるけど、時期ですよ。完全に傍聴ができないっていうことになったら、その時期、4月、広報広聴委員会でも何とかあれを傍聴で、できないとなったら本会議場以外、録画放送ができない。

○伊藤委員 ああ、そうなんですか。

○渡辺議長 今現在はっていうことですので、じゃあ、そうでないところは、当然、議長が全部、ここでやれ、やれっていうものでなくて、委員会というのは委員長とまた、お話し合いをしながら進める部分もあっていいのかなとは思いますが。当面の間というのは、僕は4月ぐらいまでかなと思ってますので、あんまり、ようけ判断するような。

○先灘事務局長 委員長、よろしいですか。

○田村委員長 では、局長。

○先灘事務局長 2の全ての委員会の委員会は、表題の委員会のことを指してまして、予算決算委員会以外の常任委員会、特別委員会もっていうところでもありまして、議会運営委員会や広報広聴委員会は、除いているっていう、この委員会。表現として全て書けばよかったんですけども、意味合いはそういう意味でございまして、広報広聴委員会は、この場でというふうな考えで、これは表記したということとございまして。申しわけありません。

○田村委員長 それでは確認をいたしますよ。じゃあ、当面の、しばらくの間でいいですか。

○尾沢委員 はい。それはお任せします。

○田村委員長 では、3月13日金曜日の総務政策委員会から、議長の判断によりしばらくの間、全ての委員会で実施する。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 じゃあ、これで整理をしたいと思いますね。ごめんなさい。理由の部分でこれはよかったですよ、皆さん。

〔「はい、いいですよ」と声あり〕

○**田村委員長** 2、これは。3。4の御意見は1が圧倒的多数ということで、案1と決した。5についてもこの内容でよろしいですか。

〔「はい、結構です。」と声あり〕

○**田村委員長** 6、執行部説明員の座席の範囲。これ、執行部は僕らから見て右側と左側どっちなんですか。

○**渡辺議長** 委員長の両側を。

○**田村委員長** いわゆるメーンの方が。

あの、挙手の上。

○**辻総務部長** 1番のところにもいつもどおり市長を。2番のところにも副市長ということで考えております。

○**田村委員長** ああ、そういうことですね。

はい、よくわかりました。はい、じゃあこれはいいですね。7番、従来どおりとし、自席に座ったまま挙手の上、委員長と発言。あと、もう一つ確認が、マイク上部が赤く点灯してから発言する。これも御確認をお願いいたします。

〔「はい」と声あり〕

○**田村委員長** なので、今までみたいに結構自由なやりとりというのは、ちょっと、ここはルールに従って。8番、インターネット中継についても、先ほどもう御納得いただいたということでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**田村委員長** で、9番、先ほど御意見ありました。私もちょっと、この冒頭の乾燥した状態が長時間にわたるためっていう、ここがちょっとひっかかるものでして。今、議長がおっしゃっていただいたような、そういうリスク軽減のため、みたいな感じの意味合いであれば、すっと落ちるのかなと思うので、いわゆる感染リスクを抑えるため、水分補給を、いわゆる感染リスクを抑えるための、ペットボトルの持ち込みを許可するなどの文章いかがでしょうか。

〔「いいと思います。」と声あり〕

○**田村委員長** いいですか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**田村委員長** では、確認を。感染リスクのため、ペットボトルなどの持参を許可する。感染リスク低減のためペットボトルなどの持参を許可する。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**田村委員長** あと、これプラス何か文言的に足しといたほうがいいのかということはありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** いいですね。

それでは、先ほど確認をさせていただいた内容で、予算決算委員会以外の常任委員会及び特別委員会を本会議場で開催することについて(案)、これの案を取っていただいて結構です。

〔「はい」と声あり〕

○**田村委員長** これをお願いいたします。

今回のこの議長の御提案というのは、すべからくコロナ対策ということではありますが、市民の皆様に広く、市議会としてもしっかり対応しているということを知っていただく意味でも、非常に大事なことだと思いますし、さまざまに御協力いただくことにもなりますけれども、無事、この終息までの間、この非常態勢でやっていきたいということでございます。

ほか、皆様、意見何かございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** 議長、何か。

○**渡辺議長** お世話になりましたありがとうございます。

議会と当局がとまったら、市民生活に大きな影響を及ぼすことですので、十分注意しながらできるところはリスクを減らして、いろんな御意見を伺って、次の段階でもまた、皆さんの御意見をいただかなきゃいけない。もしかすると、我が市はタブレットもないし、文書での質問機能もないかもしれませんけれども、もしかすると出れないという状況もやってくる時は、あるかもしれません。そういった面は、段階段階でまたお話をいただいたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**田村委員長** では、何かございますか。

〔「ありません」と声あり〕

○**田村委員長** よろしいですね。

それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 5 6 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 田 村 謙 介